平成２１年（フ）第３３５１号
札幌市東区北35条東６丁目３番１号　ルミエールエクセレント35Ａ―202
債務者　後　　充
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４２６号
札幌市中央区北４条西29丁目１番３号
債務者　柴田　　洋
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４２７号
札幌市中央区北４条西29丁目１番３号
債務者　柴田　博子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５１７号
北海道石狩市花川北２条３丁目71番地
債務者　黒田　幸人（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５１８号
北海道石狩市花川北２条３丁目71番地
債務者　黒田　孝子（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５５７号
札幌市西区発寒12条４丁目８番３―301号
債務者　大牧　十一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６１３号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番９号　第２森宅建菊水ビル101号
債務者　田端　幸二
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６４４号
札幌市中央区南15条西９丁目１番38号　第一武永マンション207号
債務者　渡邊　光明
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６５９号
札幌市白石区菊水２条２丁目１番４―701号
債務者　三谷ヒロ子（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７１１号
札幌市西区発寒２条４丁目３番13号
債務者　山本　寛美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７６８号
札幌市白石区菊水元町２条３丁目３番11号　渡辺コーポ202号
債務者　児玉　健一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８０３号
札幌市北区屯田５条６丁目２番39号
債務者　山本　政男
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８０４号
札幌市北区屯田５条６丁目２番39号
債務者　山本　邦子（旧姓松宮）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８１３号
札幌市西区山の手２条７丁目３番20号　山の手みたか第１マンション205号
債務者　須田さとみ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８１７号
札幌市白石区本通９丁目南８番33号　エンドレス本通201号
債務者　林　　雄太
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８２０号
札幌市厚別区厚別北１条２丁目２番３―105号、申立時の住所札幌市厚別区厚別中央４条４丁目５番５―301号
債務者　島　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８５０号
札幌市東区北30条東８丁目２番５―501号
債務者　千葉　　進
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部